

改正後		改正前	
（書類及び帳簿の備付け） 第二十八条 略 2 受託者は、前項各号に掲げる書類の備付けに代えて当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付けを行うことができる。この場合において、当該受託者は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより備付けを行わなければならない。 一 作成された電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルにより保存する方法 3 略 二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法		（書類及び帳簿の備付け） 第二十八条 略 2 受託者は、前項各号に掲げる書類の備付けに代えて当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付けを行うことができる。この場合において、当該受託者は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより備付けを行わなければならない。 一 作成された電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法 3 略 二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法	